

【 参 考 資 料 】

IT投資促進税制の
Frequently Asked Question
(よくある質問)



METI

Ministry of Economy
Trade and Industry

経 済 産 業 省

商務情報政策局
情報政策ユニット

目 次

対象企業	1
取得価額要件等	1
適用期間等	2
特別償却制度等	3
税額控除等	4
リース	5
同時設置	6
申告関連	7
その他	
・子会社の範囲	7
・補助金制度との関係	8
・HP（ホームページ）	8
・年度途中における資本金の変更.....	8
・海外事業所での利用	9
・問い合わせ先	9

対象企業

1. 対象企業その1

【質問】

民法第34条に基づき設立された社団法人、財団法人、学校法人、人格のない社団等についても、青色申告をしていれば、本税制の対象と考えて問題ありませんか。

【回答】

収益事業を営む場合、その為の投資であれば認められます。

2. 対象企業その2

【質問】

A社が、IT投資促進税制の対象機器等を下請け法人（B社）に貸与した場合、A社は本税制の適用を受けられますか。

【回答】

本税制においては、機器等を「貸付の用に供する場合」は基本的に対象となりません。ただし、下請け法人（B社）が、機器等をもっぱら貸与法人（A社）の製品の加工等を行うために使用する場合は、A社の事業の用に供したものと取り扱われ、対象となります。

取得価額要件等

1. 取得価額の範囲

【質問】

購入価額以外に取得価額に含まれるものはありますか。

【回答】

引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した費用がある場合におけるその費用及び当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額を加算する旨規定されています。（法人税法施行令第54条）

2. 取得の目的

【質問】

自らの事業の用に供するとは、具体的にどのような場合なのでしょう。

【回答】

企業の自社業務効率化等のために投資し自社で利用することを指します。設備を設置しただけでは事業の用に供したことにはなりません。また、対象設備であっても、販売用、貸付用の場合は、対象外となります。

3. 割賦による取得

【質 問】

対象設備を割賦により購入した場合には、割賦により支出した年間の価額ではなく、契約金額の積算額に基づいて判断すればよいのですか。

【回 答】

法人税法施行令第54条の規定に基づく対象設備の取得価額により判定することになります。

適用期間等

遡及適用期間の取得

【質 問】

平成15年1月1日から3月31日までの取得等についても遡及適用されますが、取得価額要件はどのようになりますか。(資本金3億円超の場合)

【回 答】

平成15年3月31日までに終了する事業年度

...平成15年1月1日からその事業年度終了の日までの間の取得価額の合計額が600万円以上となります。なお、この取得価額要件を満たすものが、平成15年4月1日を含む事業年度において特別償却又は繰越控除の対象となります。

平成15年4月1日以後に終了する事業年度

...その事業年度が平成14年12月31日以前に開始する場合、平成15年1月1日からその事業年度終了の日までの間の取得価額の合計額600万円以上となります。

...その事業年度が平成15年1月1日以後に開始する場合、その事業年度における取得価額の合計額600万円以上となります。

特別償却制度等

1. 平成15年3月31日までの取得分の取扱

【質問】

平成15年1月1日から平成15年3月31日までの取得についての取扱いはどうなりますか。

【回答】

平成15年4月1日を含む事業年度(翌事業年度)において、特別税額控除相当額又は特別償却相当額の繰越控除又は償却ができることとなっています。例えば、3月決算の法人が平成15年1～3月に取得した設備で特別償却を行う場合、平成15年3月期では普通償却を行い、翌事業年度である平成16年3月期において特別償却を行うこととなります。なお、対象設備につき減価償却の方法として定率法を採用している場合には、平成16年3月期における普通償却限度額は、既に特別償却が行われているものとして計算することとなります。

2. 特別償却割合

【質問】

本制度の適用を受ける場合には、必ず取得価額の50%相当額を償却しなければならないのですか。

【回答】

特別償却限度額は、特別償却の適用を受ける事業年度において、通常の減価償却費に加えて、さらに減価償却費として損金算入できる金額の限度額です。したがって、特別償却限度額以下の金額であれば他の要件を満たしている限り本制度の適用は可能です。

3. 償却限度額の繰越

【質問】

IT投資促進税制では、法人の計上した償却費の額が税法上の償却限度額に満たない場合、翌年度に繰越して使用することができますか。

【回答】

本制度の適用につき、特別償却不足額が生じた場合には、1年間の繰越しが認められます。

4. 少額減価償却資産の適用等

【質問】

IT投資促進税制と「中小企業における取得価額30万円未満の減価償却資産の全額損金算入の特例」、「3年一括償却資産の償却特例」等との重複適用は認められますか。

【回答】

同一資産について、IT投資促進税制の税額控除と「中小企業における取得価額30万円未満の減価償却資産の全額損金算入の特例」、「3年一括償却資産の償却特例」等との併用はできません。どちらか一方を選択することになります。

税額控除等

1. 年度毎の選択

【質問】

税額控除と特別償却は毎年度任意に選択できるのでしょうか。継続適用の必要性はないのでしょうか。

【回答】

新たに取得等されるものについては毎年度任意に選択可能です。

2. 連結法人

【質問】

連結納税を採用した場合、個々の連結法人の税額控除と特別償却の適用関係はどうなるのでしょうか。例えば、所得プラスの法人は税額控除を利用し、所得マイナスの法人は特別償却を利用するというように、連結グループ内の個々の法人毎に任意に税額控除と特別償却を選択できるのでしょうか。

【回答】

任意に選択可能です。

3. 適用順序

【質問】

控除金額の上限となる法人税額の20%相当額の使用順序は、当年度を先に使って、枠が残れば繰越分も税額控除できるのですか。それとも繰越分から使用することができますか。

【回答】

その繰越控除を行う事業年度において取得等に係る税額控除又はリースに係る税額控除により法人税額から控除される金額があるときは、法人税額の20%相当額は、まず取得等に係る税額控除又はリースに係る税額控除により控除される金額に充てられ、その残額が繰越税額控除限度超過額に充てられることとなります。したがって、繰越分を先に控除することは認められません。

リース

1. 契約時の留意点 その1

【質問】

リース費用の総額はどこまでをさしますか。

【回答】

リース費用の総額とは、リース契約書に記載されているリース期間中のリース費用の総額のことを指します。1年間のリース費用ではありません。なお、その内訳には、リース物件の取得価格、金利、保険料、手数料等が含まれます。

2. 契約時の留意点 その2

【質問】

法令で定められている「事業の用に供した日」とは、リース契約を行った日と考えていいですか。

【回答】

リース契約日ではなく、物件が納入され事業の用に供した日となりますので、実務上は、「物件借受証」が発行された日がこれに該当するものと考えられます。

3. リース費用の費用計上

【質問】

均等額により支払うリース費用は、各事業年度において費用として計上することも可能ですか。

【回答】

可能です。

4. 再リースについて

【質 問】

リース契約を結んだ情報通信機器等を I T 投資促進税制の適用期間内において再リース契約した場合、I T 投資促進税制の対象となりますか。

【回 答】

リースの税額控除が認められるのは、製作の後事業の用に供したことの無い「新品」を、物品賃貸業を営む者から賃借した場合のみです。よって、再リースについては、対象となりません。

5. 申告時の添付書類

【質 問】

リース契約に基づき税額控除を受けるために必要なものはありますか。

【回 答】

リース契約に基づき税額控除を受けるためには、確定申告書に以下の事項を記載した書面を添付する必要があります。

リース機器等を事業の用に供した年月日及びリース契約期間

リース機器等のリース費用総額及び申告する事業年度において支払うべき賃借に要する費用の額

リース機器等の使用状況等

その他参考となるべき事項

同時設置

1. 同時設置の期間

【質 問】

プリンターは主設備である電子計算機と同時に設置しなければ対象とならないとされていますが、「同時に設置する」の同時とは、どのくらいの期間でしょうか。

【回 答】

一般的には、「一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるもの」と考えられています。

2. 同時設置の範囲

【質問】

主設備と同時に設置する設備について価格や数量等の制限はありますか。

【回答】

主設備と同時に設置して一体として事業の用に供する場合、同時設置設備の価額が主設備の価額を越えてはならない等の制限はありません。しかし、コンピューターのディスプレイのように通常一対一で設置されるものを将来の投資目的で複数取得する場合は同時設置とみることはいけません。

申告関連

1. 申告時の添付書類

【質問】

IT投資促進税制においても、中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制：現在廃止）の時と同様に経済産業省で証明書を発行しますか。

【回答】

本税制については、経済産業省において証明書等の発行は行いません。通常の税務申告の際に別表等を添付することとなります。

その他

子会社の範囲

【質問】

資本金3億円超の法人の子会社であっても、資本金3億円以下の法人としての特例措置（取得価額要件の特例及びリース税額控除）が認められるのでしょうか。また、連結納税を適用している場合にはどうなるのでしょうか。

【回答】

単体納税

資本の金額又は出資金額が3億円超の法人の子会社でも、子会社のみ資本の金額又は出資金額で判定することとなります。したがって、ご質問の場合でも子会社の資本の金額が3億円以下であれば、特例措置の適用を受けることができます。

連結納税

連結納税制度の適用を受けている場合には、その連結法人が次の～以外の連結法人であることが要件です。

資本の金額又は出資金額が3億円を超える連結親法人（農業協同組合等を除く。）

の連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人

資本の金額又は出資金額が3億円を超える連結子法人

従って、連結親法人が3億円を超える場合には、特例措置の適用はありません。

補助金制度との関係

【質 問】

事業計画の認定に基づき補助金の交付を受けて設備等を整備する場合でも、本税制は適用されるのでしょうか。

【回 答】

法人税法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものである場合には、その圧縮記帳後の金額について適用があります。なお、取得価額要件の判定においても、圧縮記帳後の金額に基づき判定を行うこととなります。

HP (ホームページ)

【質 問】

ホームページの製作費用は、IT投資促進税制の対象となりますか。

【回 答】

ホームページ作成コストの中にプログラム作成費用があり、ソフトウェアの作成費用として「無形固定資産」に計上されていれば、その箇所については本税制の対象となります。

年度途中における資本金の変更

【質 問】

資本金1億円の会社が、当該事業年度中に資本金を5億円に増資した場合、取得価額要件は3億円超と3億円以下の何れが適用になりますか。

【回 答】

(1) 当該事業年度中の取得価額の合計が、資本金3億円超の取得価額要件を満たす場合

当該事業年度に取得した対象の資産すべてについて、本税制が適用できます。

(2) 当該事業年度中の取得価額の合計が、資本金3億円超の取得価額要件を満たさない場合

資本金が1億円のときに取得した資産の合計が、資本金3億円以下の取得価額要件を満たす場合

資本金1億円のときに取得した資産のみ、本税制が適用できます。

資本金が1億円のときに取得した資産の合計が、資本金3億円以下の取得価額要件を満たさない場合

本税制は適用できません

以上の(1)(2)について、ソフトウェア、ハードウェアそれぞれにつき判定することになります。

海外事業所での利用

【質 問】

海外にある日本法人の営業所のために、本税制の対象となっている電子計算機等を購入し、当該営業所に設置した場合、本税制の適用を受けることができますか。

【回 答】

本税制の適用を受けることはできません。本税制の適用は、国内の事業の用に供する場合となっており、日本国内に設置する必要があります。

問い合わせ先

【質 問】

IT投資促進税制について分からない点があったら、どこに問い合わせをすればいいのですか。

【回 答】

お分かりにならない点がありましたら、お気軽に次の窓口までおたずねください。

《制度の一般的な相談》

制度に係る一般的なご相談は、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、国税局の税務相談室又は主要な税務署に設置している税務相談室の分室で対応しています。

税務相談室及び分室の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「タックスアンサーホームページ・税務相談室のご案内」をご覧ください。なお、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課の所在地及び電話番号は下記の表のとおりです。

《具体的な相談》

実際の事例に基づいた具体的なご相談は、国税局の審理課・審理官又は税務署の法人課税部門（調査部所管法人にあっては、国税局の調査審理課・調査管理課等）で対応しています。

なお、全国の国税局の所在地及び電話番号は下記の表のとおりです。審理課・審理官又は調査審理課・調査管理課等に連絡する際にご利用ください。

または、各税務署の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の税務署の所在地及び管轄区域」をご覧ください。

経済産業省

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

所在地：100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号：03-3501-2646

国税局

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-5011
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎	022-263-1111
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111
東京国税局	100-8102	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館	03-3216-6811
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031
熊本国税局	860-8603	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館	096-354-6171
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

METI
Ministry of Economy
Trade and Industry

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課・情報政策課・情報通信機器課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp>